

各企業等における企業倫理・技術者倫理の 取り組み状況について

長島 重夫* ((株)日立製作所 総合教育センタ 技術研修所)

About the Activities for the Corporate Ethics and the Engineering Ethics in Business Organizations
Shigeo Nagashima (Hitachi, Ltd., Hitachi Institute of Technology)

1. はじめに

技術が社会に与える影響のいっそうの増大を背景に、2005 年 4 月に電気学会内に「技術者倫理検討委員会」が発足した。本委員会は、電気技術者の学術団体である電気学会として、「技術者倫理」や「企業倫理」の問題について、

- 情報の共有
- 「倫理綱領」の具体的運用方策 [例:「行動規範」の策定]
- 教材の整備を含む教育支援策

などを継続的かつ組織的に検討することを目的とした。

委員会のメンバは、大学関係者、製造業や電力・鉄道・情報通信などのサービス業分野の企業関係者、消費者団体関係者、官庁関係者など、さまざまな分野にわたっている。このため「技術者倫理」や「企業倫理」についての知識や理解に幅があり、検討を推進する一環として、各種組織や学会での倫理についての取り組みの現状を把握しておく必要があった。このような背景から、「現状調査 WG (working group)」を設けることとした (筆者はその主査を担当)。

「現状調査 WG」では、「技術者倫理」や「企業倫理」についてつぎの 4 点を調査項目として取り上げた。

- (1) 他学協会の取り組み状況調査
- (2) 企業・研究所・大学などの組織での取り組み状況調査
- (3) 海外学会の代表として米国 IEEE の取り組み状況調査
- (4) 学会の個人会員へのアンケートと分析

本シンポジウムでのいくつかの講演は、この WG での活動の過程で得られた調査結果、知見、課題などを報告することを目的としている。本講演では、(2)の各種組織、とくに各企業等における「企業倫理」「技術者倫理」の取り組み状況を紹介し、若干の分析を試みた結果について報告する。

2. 各企業等の取り組み状況の調査

各企業等での倫理関連の活動を調査するために、分野が異なる委員から、それぞれに所属する組織での倫理関連の活動について紹介を受けた。紹介された組織名、紹介のタイトルと概要 (目次) はつぎのようである (五十音順)。

(1) NTT

“NTT での「技術者倫理」への取り組み”

1. 企業倫理・技術者倫理と研修制度
研修の概要
2. チェック機構 (PDCA サイクルによるマネジメント)

成果を外部に出す場合

執筆・講演を受ける場合

日々の活動の中で

3. 企業倫理憲章

企業倫理ヘルプラインの活動

4. まとめ

5. 今後の課題

(2) JR 東日本

“JR 東日本電気部門における技術者倫理の取り組み”

1. 鉄道事業者としての特徴
2. 当社の企業倫理
3. 技術者倫理に対する当社の現状
4. 事例
5. 今後の取り組み

(3) 電力中央研究所

“電力中央研究所における技術者倫理の取り組み”

1. 電力中央研究所における倫理
2. 公益法人としての側面
 - 2-1. CSR (corporate social responsibility)
 - 2-2. 中立機関としての役割
 - 2-3. 社会への発信
 - 2-4. 公益法人改革
3. 研究機関としての側面
 - 3-1. 研究機関の使命と研究者の責務
 - 3-2. 研究評価制度 (技術者倫理の観点から)
 - 3-3. 知的財産権の重視
4. 今後の取り組み

(4) 東京電力

“東京電力における企業倫理遵守への取り組み”

1. 取り組みの経緯
2. 東京電力企業倫理遵守プログラム
3. 企業倫理定着活動の特徴
4. モニタリング調査による研修効果の確認
5. 浮かび上がってきた課題
6. 当社企業倫理定着活動における「技術者倫理」の位置付け

(5) 日立製作所

“日立での「技術者倫理」への取り組み”

1. 活動の背景
2. 技術者倫理特別委員会の活動

3. 技術者倫理綱領の構成
4. ビジネス倫理の構成
5. 技術者倫理 e ラーニング教材の作成
6. 技術者倫理事例集の作成
7. 集合研修カリキュラムの作成
8. 技術者倫理分科会の活動計画
9. 全社への展開・徹底の取り組み
10. 集合研修の実施状況
11. e ラーニングの実施状況
12. 今後の課題

なお、電気学会の会員は企業関係者と教育機関関係者が主たる構成員となっているが、後者、たとえば大学という組織としての（教育としての視点ではない）倫理への取り組みについては、ほとんど知られていないようである。この点については現在調査を進めている段階で、今後機会があれば紹介することとしたい。

3. 各企業等での取り組み内容の分析

前述のように各企業ではそれぞれの組織として必要な取り組みを展開している。以下では、取り組み状況をとおして見た共通的なテーマについて分析してみる。

3.1 「企業倫理」と「技術者倫理」の関係

各企業等の紹介には「企業倫理」「技術者倫理」が頻出している。しかしその区別や両者の関係はかならずしも明確なわけではない。このため、

- なにが「企業倫理」で、なにが「技術者倫理」なのか
- なにが両者に共通で、なにが相違している部分なのかについて知りたいところである。また両者の関係をみると、
 - 「企業倫理」が「技術者倫理」を包含する
 - 「企業倫理」と「技術者倫理」は同じものをめざしている
 - 「企業倫理」と「技術者倫理」は重複する部分と重複しない部分がある

のように、両者の位置づけがさまざまである。これについても議論してみる。

各企業の「企業倫理」は詳細には紹介されなかったので、ここでは一例として“日立製作所ビジネス倫理ハンドブック”に掲載されている内容を取り上げる。掲載内容は 13 カテゴリに分けられ、全体として 54 の守るべき項目がある。そのなかの 1 カテゴリとして「技術者倫理」の 8 項目が含まれている。当初は「技術者倫理」を除く 12 カテゴリを「ビジネス倫理」（＝「企業倫理」）として検討し、その検討過程で「技術者倫理」を新設して追加した。この構成からもわかるように、「企業倫理」が「技術者倫理」を包含するという体裁となっている。全項目は以下のようである。

1. 社会との関係

1.1 環境保護に努めます

- 1.2 反社会的取引は行いません
- 1.3 政治・行政との健全な関係を築きます
- 1.4 各国の文化・慣習を尊重し法令を遵守します
2. 品質保証と営業活動
 - 2.1 高品質の製品とサービスを提供します
 - 2.2 虚偽または誤解を招く表現は使いません
 - 2.3 販売協力会社や特約店へも正しい対応をします
 - 2.4 取引先との関係にふさわしい対応をします
 - 2.5 情報収集は正当な手段で行います
3. 他社の営業秘密情報の取り扱い
 - 3.1 営業秘密情報は適切な方法で取得します
 - 3.2 営業秘密を取得した場合は正しく管理します
4. 輸出関連法規の遵守
 - 4.1 輸出する際は関連法規を守ります
 - 4.2 輸出する際には社内ルールに従い管理します
5. 技術者倫理の遵守
 - 5.1 当社の技術者は、公衆の安全、健康および福祉を最優先します（公衆に対する責任）
 - 5.2 当社の技術者は、人類社会の持続可能性を最大限に高めるよう、資源の有効活用と地球環境の保全に努めます（環境に対する責任）
 - 5.3 当社の技術者は、常に客観的な立場で真実に基づき、正直、誠実かつ公平に、責任を持って判断し、実行します（正直・誠実・公平な行動）
 - 5.4 当社の技術者は、公衆に及ぼす影響に関する情報については、社内外の関係者と協力して、常に透明性を高めるように努めます（情報の透明性確保）
 - 5.5 当社の技術者は、機密保持の義務を遵守します（機密保持）
 - 5.6 当社の技術者は、自らの知的成果と同等に、他者の知的成果を尊重します（知的成果の尊重）
 - 5.7 当社の技術者は、他者・他国の文化や価値観の多様性を尊重し、技術を通して世界の人々と喜びを共にするよう努めます（多様性の尊重）
 - 5.8 当社の技術者は、自己研鑽に努め、将来にわたり技術で世界をリードします（自己研鑽）
6. 購買取引先との関係
 - 6.1 取引先は資材部門が選定します
 - 6.2 新規に取引を希望する企業にも誠実に対応します
 - 6.3 機密情報はルールに従って取り扱います
 - 6.4 対等かつ自由な競争を前提とした取引をします
7. 調達活動
 - 7.1 見積を依頼するときは目的を伝えます
 - 7.2 調達活動は三権分立で運営します
 - 7.3 注文する際にはルールを守ります
 - 7.4 注文内容を変更する場合も定められた手続きを行います

8. 内部情報の利用とインサイダー取引の防止
 - 8.1 インサイダー取引は行いません
 - 8.2 社会から非難を受けるような取引は自粛します
9. 誰もが働きやすい職場環境作り
 - 9.1 従業員一人ひとりの人格・人権を尊重します
 - 9.2 セクシャルハラスメントを防止します
 - 9.3 プライバシーを尊重します
 - 9.4 安全で快適な職場環境を作ります
 - 9.5 人材の育成に努めます
10. 社内情報の取り扱い
 - 10.1 職務上知り得た情報は関係者以外には漏らしません
 - 10.2 秘扱文書は社内ルールに従い管理します
 - 10.3 営業秘密情報を開示する場合は契約をします
 - 10.4 記録や情報はきちんと整理、保管します
11. 会社資産の取り扱い
 - 11.1 有形資産を正しく管理します
 - 11.2 情報機器は業務のために利用します
 - 11.3 情報機器を不正に利用しません
 - 11.4 ソフトウェアの著作権を正しく管理します
12. 贈物・接待などについて
 - 12.1 贈物を要求しません
 - 12.2 贈物はしません
 - 12.3 接待は常識の範囲で行います
 - 12.4 高額な接待は辞退します
 - 12.5 従業員同士で中元・歳暮などのやり取りをしません
13. ルールの徹底と自己監査
 - 13.1 管理者は関係法令などを職場に徹底します
 - 13.2 どのような状況にあっても法令を遵守し、公正に行動します
 - 13.3 法令などに違反する疑いがある場合は直ちに報告します
 - 13.4 法令などに違反した場合は厳正に対処します
 - 13.5 自己監査を行います

「企業倫理」はその企業に所属する全員が守らなければならない倫理、「技術者倫理」は技術者として守るべき倫理ととらえることができるが、企業の技術者はその企業に所属するわけであり、いずれも守らなくてはならないという立場になる。上述の 13 カテゴリの倫理を「技術者倫理」とそれ以外に分離し、それぞれを「技術者倫理」および「企業倫理」として扱うこととすると、比較すればわかるように、両者に共通な項目もあれば、「技術者倫理」にあって「企業倫理」にない項目もある。

両者に共通な項目としては、

- 5.2 (環境に対する責任)
- 5.5 (機密保持)
- 5.6 (知的成果の尊重)

5.7 (多様性の尊重)
を挙げることができる。また「技術者倫理」のみにある項目としては、つぎが挙げられる。

- 5.1 (公衆に対する責任)
- 5.3 (正直・誠実・公平な行動)
- 5.4 (情報の透明性確保)
- 5.8 (自己研鑽)

もともと技術者倫理は、技術者にしかわからない技術を用いて生みだす成果物(製品・サービスなど)を、一般の人々(公衆)が、成果物を信頼し、安全に、安心して使用できなければならない、だから技術者は倫理観をもって成果物を生みださなければならない、という考え方に基づいている。そのような視点でみれば、「技術者倫理」のみにある 4 項目は、技術者がおかれた立場を象徴している項目と位置づけることができよう。

このように技術者倫理に特有の項目があることから、企業の一員としての倫理である「企業倫理」と技術者としての倫理である「技術者倫理」には、重複する部分と重複しない部分があるとみることでもできる。ただしここで注意しておきたいことは、両者に矛盾があるわけではない、ということである。また視点を変え、技術者が企業の一員であることを念頭にすれば、「企業倫理」と「技術者倫理」は同じところを目指さなければならないともいえる。

なお「企業倫理」と「技術者倫理」の関係については、文献⁽¹⁾の第 9 章“企業倫理と技術者倫理”が参考になる。本書では、“基本的には、倫理的な判断能力をもった技術者が、公衆通報や内部告発をしなくてもすむように、技術者倫理と整合性の取れた企業倫理プログラムを構築していくべきであろう”と主張している。

3.2 企業の「倫理プログラム」からみた学会として必要な「倫理プログラム」

「倫理プログラム」とは、「倫理的な行動を奨励する包括的な施策」である⁽²⁾。典型的な「企業倫理プログラム」として必要な項目を文献⁽¹⁾から引用するとつぎのようになる。

- (1) 倫理綱領の策定
- (2) 経営トップおよび管理職の役割とリーダーシップ
- (3) 倫理担当役員、実務責任者の任命と専任部署、委員会の設置・運営
- (4) コミュニケーションの推進
- (5) 教育・研修の推進
- (6) 相談報告窓口(ヘルプライン等)の設置と運営

2 章でのべた各企業の紹介の概要からもわかるように、各企業で推進している「技術者倫理プログラム」あるいは「企業倫理プログラム」でも、多少の相違はあっても、同様の項目を有している。

学会組織と企業組織を比較すると、多数の会員を擁する学会の役員構成・組織構成は、また多くの従業員をかかえ

る各企業の経営組織と類似している。したがって学会として必要な倫理プログラムを検討するとき、企業での倫理プログラムは、ある意味では、企業以外、学会等の組織にも通用する一般的な「組織倫理プログラム」として参考に行うことができるはずである。しかしながら学会と企業では異なる点も多々ある。以下では、

- 学会の倫理プログラムとして、企業の倫理プログラムを参考とすることができる項目
- 企業の倫理プログラムにはないが学会の倫理プログラムにとって必要な項目

について分析する。また、

- 学会の倫理プログラムと各学会員が所属する組織の倫理プログラムとの関係

についても検討する。

学会の倫理プログラムが企業の倫理プログラムを参考とすることができる項目としては、両者が同様なピラミッド構成の組織であることから、倫理プログラム推進のための運営体制、倫理意識を徹底させるための施策などがあろう。

一方詳細にみれば、企業と学会とでは倫理に対する対応で大きな違いがある。企業では、基本的には従業員にたいして業務を命令して遂行させ（その一環として別の従業員に業務命令を出すこともある）、報酬を与える。従業員はこの過程において倫理的な行動が求められる。当然、企業は従業員の行為にたいしても社会的な責任を負っている。企業に倫理プログラムが必要な理由はここにある。学会では、たとえば論文を投稿・発表したり、委員会等に参加することで学会の業務に携わったりする場合を別にすれば、会員が学会に関連することで倫理的な問題を発生させることはない。したがって学会が会員の学会関連以外の行為にたいして責任を負うこともない。しかしながら（かりに一企業のみ行為が原因としても）社会に大きな倫理上の問題が発生したとき、あるいは社会の仕組みそのものに問題があるときなどでは、学会としての対応が求められる。これは学会に要求される社会的な役割でもある。このような社会的な倫理問題への対応は、企業の倫理プログラムにはないが学会の倫理プログラムにとって必要な項目である。

学会員は一般には収入を得るための組織にも所属しているので、所属組織と学会の二つの倫理プログラムにかかわることになる。そのばあい、両者に矛盾がなく、両者が相まって、会員が技術者として倫理的に行動できるようにする関係が望まれる。また学会の倫理プログラムには、たとえば学会員である技術者が不利益を被ろうとしているときなどになんらかの援助をするような機能も求められよう。

4. 学会の倫理プログラムの作成にむけて

学会の倫理プログラムとして必要な項目は、前述の「企業倫理プログラム」の例と対比するとつぎのようになる。

(1) 倫理綱領の策定

電気学会では倫理綱領はすでにできあがっている。その綱領にそって具体的にどのように行動するかという「行動規範」は未完であり、これを作成する必要がある。

(2) 経営トップおよび管理職の役割とリーダーシップ

企業の経営トップおよび管理職は、学会では会長をはじめとする幹部であり、その役割を明確にし、リーダーシップが発揮できるようにする必要がある。

(3) 倫理担当役員、実務責任者の任命と専任部署、委員会の設置・運営

担当役員、実務責任者を任命し、専任部署をつくり、委員会構成で全社に徹底することは大規模の会社では必要でありまた可能であろうが、学会レベルでは、組織内に兼務で責任者をおき、識者の委員会構成で「倫理プログラム」を推進することとなる。

(4) コミュニケーションの推進

委員会組織をつうじて、会員とのコミュニケーションを図ることが求められる。また社会的な問題に対する対応も、この委員会での処理が必要がある。

(5) 教育・研修の推進

委員会組織をつうじて、会員の教育・研修を推進することが求められる。

(6) 相談報告窓口（ヘルプライン等）の設置と運営

WG での検討の一環で、米国 IEEE の倫理関連の活動について、IEEE-SSITJ (Society on Social Implications of Technology, Japan) Chair の村主行康氏に紹介いただき、学会として相談報告窓口をもつことの重要性について認識した。しかしながら一学会が相談報告窓口をもつことは、責任・費用などさまざまな点で困難をとまうことも予想される。複数の学会間でこのような組織を共有するという動きもあり、今後の課題としたい。

5. おわりに

以上、各企業等における「企業倫理」「技術者倫理」の取り組み状況とその分析を中心に「現状調査 WG」の活動内容を紹介した。WG は 2005 年中に 4 回開催したが、各種の紹介に時間を要したため、かならずしも十分な議論がなされていない面もある。そのため本論文には、WG 主査の私見も含まれていることをお断りしたい。すぐれた倫理プログラムの構築にむけて、さらに議論を重ねていきたい。

今回の検討においては「技術者倫理検討委員会」「現状調査 WG」の委員の方々の寄与するところ大である。委員の方々あらためて感謝を申し上げます。

文 献

- (1) 札野順編集：「技術者倫理」（放送大学教育振興会発行・日本放送出版協会発売）
- (2) 「企業倫理プログラムに関する調査報告書」、ニュークリアセーフティーネットワーク（NS ネット）発行、http://www.nsnet.gr.jp/topics/News/EthicsRepo/EthicsReport01_ALL.pdf 参照